

令和6年6月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和6年度6月総会を日置市役所東市来支所4階第4会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第 16 号	農業振興地域整備計画変更審議について	(1 件)
議案第 17 号	農地法第3条許可申請書審議について	(6 件)
議案第 18 号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(2 件)
議案第 19 号	農地法第4条許可申請書審議について	(3 件)
議案第 20 号	農地法第5条許可申請書審議について	(5 件)
議案第 21 号	非農地証明願出書審議について	(3 件)
議案第 22 号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(1 件)
議案第 23 号	農用地利用集積計画審議について	(29 件)
議案第 24 号	農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(44 件)

〈 出席委員 〉 (18人)

1 番 奥 和俊 (会長・議長)	2 番 地頭所 忠一	3 番 楠 真憲
4 番 重水 賢治	5 番 山口 義廣	6 番 久保 聖子
7 番 荒木 信之	8 番 鉾之原 正美	9 番 黒葛 クルミ
10 番 上原 孝一	11 番 今屋 政市	12 番 池田 初男
	14 番 今村 龍太郎	15 番 宮脇 誠
16 番 梅本 昭広	17 番 西園 賢一郎	18 番 横山 義晴
19 番 中玉利 一朗		

〈 欠席委員 〉 (1人)

13 番 満尾 修一

〈 出席推進委員 〉 (14人)

20 番 佐藤 洋三	22 番 下池 健悟	23 番 川畑 直樹
24 番 有村 昭郎	25 番 南田 達宏	26 番 榎園 博文
28 番 櫛元 和則	29 番 濱崎 浩一	27 番 池田 直人
32 番 鶴田 浩志	30 番 田中 博視	31 番 有馬 孝一
33 番 田中 宏和	34 番 永野 彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (1人)

21 番 松崎 秀樹

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	成田 郷	次長兼農業振興係長	小園 和仁
農地調整係長	福留 明博	農業振興係	迫田 多恵子
農地調整係	石塚 健一		

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和6年度6月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中18名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
なお、(満尾修一) 委員から欠席届が提出されています。
また、農地利用最適化推進委員が14名出席しております。
なお、(松崎秀樹) 委員から欠席届が提出されています。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、8番「鉾之原 正美」委員と9番「黒葛 クルミ」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第16号「農業振興地域整備計画変更審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の2頁をご覧ください。1件です。
本議案は、市長から諮問を受けましたので本総会に提案するものです。
番号1の種別は用途区分の変更です。
令和6年2月に転用許可を受けた隣接地に牛舎を新築し、その駐車場及び通路を今回の申請地に整備しようとするものです。(農業用施設用地に該当。)
説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

7番 議案第16号の番号1について報告いたします。
令和6年6月14日、私と伊集院地域の委員は、市職員、事務局職員と現地調査を行いました。
農用地区域外の土地利用状況からみて、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であると認められるかについては、認められます。
農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはありません。
農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはありません。
農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれはありません。
総論としまして、農業振興地域の整備に関する法律の要件のすべてを満たすので、変更相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。何か質疑等ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑ございませんので、議案第16号の案件について、諮問のとおり変更することが相当であることに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第16号について、諮問のとおり変更することが相当であると決定しましたので、市長へ、その旨答申します。

会長 次に、日程第3、議案第17号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは説明いたします。5頁から6頁の6件です。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,243㎡、作物は野菜です。

番号2の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 2,279㎡、作物は水稻です。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 1,816㎡、作物は水稻です。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 3,239㎡、作物は水稻です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 6,083㎡、作物は水稻です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 285㎡、作物は果樹です。
以上、計6件、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長
12番

現地調査員の報告をお願いします。
議案第17号の番号1について報告いたします。
令和6年6月20日、私と正の奥委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番

議案第17号の番号2について報告いたします。
令和6年6月21日、私と副の横山委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番

議案第17号の番号3について報告いたします。
令和6年6月21日、私と副の重水委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番

議案第17号の番号4について報告いたします。
令和6年6月19日、私と副の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番

議案第17号の番号5について報告いたします。

令和6年6月21日、私と副の荒木委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番

議案第17号の番号6について報告いたします。

令和6年6月25日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、草刈り等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございました。 議案第17号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場

〔質問・意見等なし〕

会長

質疑等ございませんので、議案第17号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場

〔賛成多数〕

会長

賛成多数です。議案第17号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長

次に、日程第4、議案第18号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。

なお、議案第18号の番号1は、日程第6、議案第20号「農地法第5条許可申請書審議」の番号3と、議案第18号の番号2は、日程第5、議案第19号「農地法第4条許可申請書審議」の番号3と関連しますので、あわせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

初めに、資料の訂正をお願いします。

資料18頁の番号3の申請地所在の欄の「麦生田字下園」を「麦生田字下ノ園」に訂正をお願いします。

それでは、資料の14頁をご覧ください。

番号1は、23頁の議案第20号「農地法第5条許可申請書審議」の番号3と関連がありますので、あわせて説明いたします。

本案件は、令和6年2月28日付け、指令日農委第5号94で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

申請人は、当初、申請地に駐車場10台分を整備する計画でしたが、従業員駐車場不足を補うため隣接地に駐車場13台分を追加整備し利用したいため、事業計画を変更するものです。

以上、事業計画変更申請書審議の番号1と議案第20号「農地法第5条許可申請書審議」の番号3については、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当。また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

次に番号2です。

番号2は、18頁の議案第19号「農地法第4条許可申請書審議」の番号3と関連しますので、あわせて説明いたします。

本案件は、令和3年2月26日付け、指令日農委第5号105で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

申請人は、当初、申請地に店舗及び多目的広場を整備する計画でしたが、昨今の経済情勢や資材高騰などにより店舗建築の計画を取りやめ、事業の安定性を図るため、事業計画を変更するものです。

事業計画変更申請書審議の番号2と議案第19号「農地法第4条許可申請書審議」の番号3については、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当。また、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長
5番

現地調査員の報告をお願いします。

議案第18号の番号1と議案第20号の番号3については一括して報告いたします。

令和6年6月25日、私と副の中玉利委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.6haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番

議案第18号の番号2と議案第19号の番号3については一括して報告いたします。

令和6年6月25日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.3haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、また、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長

はい、ありがとうございます。

議案第18号の番号1と、関連する議案第20号の番号3、議案第18号の番号2と、関連する議案第19号の番号3の案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

3番

以前、この議論をしたと思うんですけど、遅滞なく事業に着手するという遅滞なくという判断は1年以内という意見をまえ事務局からいただいていたんですけど、この2番の方は3年経ってるんですけど、この3年間の間の申請人に対するやりとりを教えてください。

会長

事務局わかりますか。

事務局

はい、いちおう本人さんにはですねご連絡というのは特にはしていなかったんですけど、ただ現場

の方には、近くを通ったときとか確認に行っておりました。現場のほうは、この方が、薪をここで置いたりしております、それプラスちょこっとしたそれに付随する、関連する機械等をなおす倉庫等を作られているようで、こちらのほうも催促を忘れていたということなんですけれども、今回、いちおう、店舗の方をしないということでしたので、とりあえず、多目的広場だけで、行政書士からこの件で連絡があった時には、事業計画の変更の方をしてくださいということで話をし、申請が上がってきたものです。

3番 遅滞なく事業に着手することは許可要件ではないですか。

事務局 はい、いちおう

3番 ってことは、許可要件を満たしてないないわけですね。許可要件を満たさずに変更届を出してきて、それをそのまま許可してよろしいのでしょうか。

事務局 はい、その連絡が遅れたことには申し訳ありませんでした。

3番 前回この議論をしたときに、1年以内に着手する、でその1年以内に現場の管理もしないで周りに迷惑をかけるからという話もしたうえで、対処策を取るということで事務局に一任していたわけですが、連絡もしない、なにもしない、でしれっと上げてくる、これどういうことですか、局長。

事務局 今あったとおり、1年以内ということであれば、私たちが適切に連絡を取ったりしなければならなかったのかなと思います。で、そこにつきましては、私の方もまだはっきりとそこについての認識が不足していたかと思っておりますので、

3番 結局その運用でいくと、申請人はいくらでも、なんでも、なんどでも罰則なくやりとり続けられるわけですね。で、そこに対して我々が農業委員が毎回そこに行って、前回3年前だったら違う委員が見に行く可能性あるんですよね。そうすると継続性がないですね。注意もできない、支持もできない、これどこでストップをかけるんですか。そのために前回そういう措置をとると事務局がおっしゃったんじゃないんですか。

事務局 はい、そのようにお話ししたと思います。

3番 そういうあまあまな対応をしているからナメられたことされるじゃないですか、申請を。すでに転用済みのため始末書を付けてますと言いますが、そんなもんなんの気持ちもなく出しますよ。出るときやいいんだべ。そういうところから見直したいと思うんですけど、負担が大きくなるんだったら人員増やせばいいじゃないですか。と思いますけど、よろしくお願いします。

事務局 はい、わかりました。ありがとうございます。今の話については、いま委員がおっしゃったのもあると、往々にして出るときやいいや、というのがあと思います。そこについては今一度、どういう風にやっていくか決めていきたいと思います。いまここでこういう風にやっていきますと言えないんですけど、申し訳ないです。

3番 あ、3条許可申請後の半年後か1年後に耕作されているかチェックに行くじゃないですか。それ適用したらいいんじゃないですかこれに。たとえば今回だったら、山口さんと中玉利さんをお願いして、1年後にちゃんとなされているか確認しにいくような手立てを取ったら、そっちの手間は、所要要素の手間は増えるけども、現地確認には我々が、できれば今回行った人が行ければ、その人が行ければ、そうすると抑止力になるんではと思うんですけど、それも考えてみてください。

事務局 わかりました。ありがとうございます。

5番 ただね、ここはね小屋かなんか建ってね、もう着工はしてるわけよ。ただ、小屋が建ったり、薪を積んだり、途中まではやってるわけよ。最初の目的までにはしてないけど、だからもう善意的なことだと思うんだよね、途中でできませんよ、こういうのに変更しますよ、

3番 ただ、本来であれば完成しとかなないといけないんですよね。着手はしたけど、本来なら完成させてないといけない。

5番 着手はしてるわけよ。碎石入れたり、整地したりね。

3番 そこをどう判断するかですね。また別問題ですね。

5番 そこなんだよね。委員が言うように、どこでね、着手してるけど、資金的な面もあって、ま、そこ

がキャンプ場っていうけど、道路が目の前だから、利用するかねって、なんか生垣みたいなものを作ればいいのになとかいろいろ現地で話はしましたが、着手自体はね、薪を使うから薪の小屋ですよ、ね、建築基準法に引っかからないようなものをね、してるわけですけど、碎石を敷いたりしてるわけで全然最初のままではないんですよ、だからまあそこで変更届を出したということは本人の方は良かったんじゃないかと私なんかは思いますけど。委員の考えはそれぞれですけどね。ま、わたしはそんな思いましたけど。

会長 ま、あの1年ぐらいで、気についたら、着工状況とか、書類なりで農業委員会にそのままいくのか、とかいうのも、書類を出さないといけないんじゃないけ。ありますよね。気が付いたら、それなり、農業委員も書類を出すように言ってもらったほうがいいのではないかと思います。

よろしいですか。他にご質疑はありませんか。

17番 いまこの下の方は、一体的に利用されてるように見えるんですけど、転用許可はされてるんでしょうか。

事務局 申請地の南側については、別の目的で申請しようとしていたところですけど、申請人が亡くなったため、申請を取り下げることとしています。また、次の相続人が決まってから申請されると思います。

会長 ほかに質疑等はありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第18号の番号1と、関連する議案第20号の番号3、議案第18号の番号2と、関連する議案第19号の番号3の案件について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第18号の番号1と、関連する議案第20号の番号3、議案第18号の番号2と、関連する議案第19号の番号3の案件について、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第5、議案第19号「農地法第4条許可申請書審議」の番号3以外の案件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 資料の18頁をご覧ください。

番号1の転用目的は、駐車場です。申請者は宗教法人ですが、当該申請地は、農地法施行以前の昭和12年に取得したものです。

番号2の転用目的は、山林です。既に転用済みであり、始末書を添付しての申請となります。

以上2件、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いいたします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

6番 議案第19号の番号1について報告いたします。

令和6年6月24日、私と副の有馬委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、10ha以上の農地の広がりのある、第1種農地ですが申請地の隣接地から集落が広がっていることから不許可の例外である集落接続施設に該当します。

資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地、農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 続いて、議案第19号の番号2について報告いたします。

令和6年6月21日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約 0.7ha と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第4条第6項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第19号の番号3以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第19号の番号3以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第19号の番号3以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第20号の「農地法第5条許可申請書審議」の番号3以外の案件を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の23頁をご覧ください。

番号1の転用目的は、一般住宅及びカーポート、権利種別は使用貸借権設定です。期間は20年です。なお、転用面積が500㎡を超えていますが、理由書を付けての申請となります。

番号2の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。先ほどの議案第19号の番号1と一体利用となります。

番号5の転用目的は、太陽光発電施設、権利種別は所有権移転です。

以上、4件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第20号の番号1について報告いたします。

令和6年6月20日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.06ha と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

12番 続いて、議案第20号の番号2について報告いたします。

令和6年6月20日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約 0.2ha と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6 番 議案第20号の番号4について報告いたします。

令和6年6月24日、私と副の有馬委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は耕作中の農地です。

農地の区分については、10ha以上の農地の広がりのある、第1種農地ですが、申請地の隣接地から集落が広がっていることから不許可の例外である集落接続施設に該当します。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第20号の番号5について報告いたします。

令和6年6月26日、私と副の山口委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は重機等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約 1.4ha と小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第20号の番号3以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第20号の番号3以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第20号の番号3以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第21号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の30頁をご覧ください。3件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1は、20年以上経過した宅地です。

番号2は、20年以上経過した宅地です。

番号3は、20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

12番 議案第21号の番号1について報告いたします。

令和6年6月20日、私と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第21号の番号2について報告いたします。

令和6年6月19日、私と副の満尾委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第21号の番号3について報告いたします。

令和6年6月21日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第3条第2号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第21号の案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第21号の案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第21号の案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第8、議案第22号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の35頁をご覧ください。議案第22号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。申請分となります。

番号1 東市来町湯田 登記地目は畑、登記面積は300㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、「原野」と判断しました。

以上、田は無し、畑1筆、面積300㎡、合計面積300㎡です。

農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願いします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第22号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、

挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数ですので、議案第22号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第9、議案第23号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

重水 賢治委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

4番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 39項の利用権設定分の番号1～番号4です。貸借です。

面積について、田が 5,228㎡、畑が 725㎡、計 5,953㎡、うち再設定面積は 5,853㎡、利用権設定件数は4件、うち再設定件数は4件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第23号の重水賢治委員が関係する利用権設定の番号1から番号4の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第23号の重水賢治委員が関係する利用権設定の番号1から番号4の案件について、計画案どおり決定しましたので、市長へその旨、答申します。

重水委員に着席の連絡をしてください。

4番 [着 席]

会長 次に、梅本昭広委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

16番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 41項の利用権設定分の番号13です。貸借です。

面積について、田が 929㎡、計 929㎡、うち再設定面積は 929㎡、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第23号の梅本委員が関係する利用権設定の番号13の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第23号の梅本委員が関係する利用権設定の番号13の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

梅本委員に着席の連絡をしてください。

16番 [着 席]

会長 次に、横山義晴委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

18番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 42項の利用権設定分の番号16、番号17です。貸借です。

この案件につきましては、横山委員が法人の役員を務める関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田が 1,514㎡、計 1,514㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は2件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第23号の横山委員が関係する利用権設定の番号16、17の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第23号の横山委員が関係する利用権設定の番号16、17の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

横山委員に着席の連絡をしてください。

18番 [着 席]

会長 次に、有馬孝一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

31番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 43項の利用権設定分の番号21です。貸借です。

面積について、田が 961㎡、畑が 573㎡、計 1,534㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第23号の有馬委員が関係する利用権設定の番号21の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第23号の有馬委員が関係する利用権設定の番号21の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

有馬委員に着席の連絡をしてください。

31番 [着 席]

会長 次に、久保聖子委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

6番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 43項の利用権設定分の番号23です。貸借です。

この案件につきましては、借人が久保委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、畑が 1,713㎡、計 1,713㎡、うち再設定面積は無し、利用権設定件数は1件、うち

再設定件数は無しです。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第23号の久保委員が関係する利用権設定の番号23の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第23号の久保委員が関係する利用権設定の番号23の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

久保委員に着席の連絡をしてください。

6番 [着席]

会長 次に、議案第23号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 まず、所有権移転分です。38頁の3件です。

番号1について売買です。面積は、畑が 770㎡、計 770㎡、作物はお茶です。

番号2について売買です。面積は、畑が 4,428㎡、計 4,428㎡、作物はお茶です。

番号3について売買です。面積は、田が 357㎡、計 357㎡、作物は水稻です。

次に利用権設定分です。資料の39～44頁です。貸借です。

面積について、田は12,523㎡、畑は 17,327.04㎡、計 29,850.04㎡、うち再設定面積は18,874㎡、利用権設定件数は17件、うち再設定件数は8件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定に基づき作成され、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしく申し上げます。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第23号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第23号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 ここで、10分間の休憩とします。次は10時10分から再開します。

会長 次に、日程第10、議案第24号 「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。久保聖子委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

6番 [退席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 46頁の農地中間管理事業分の番号1です。貸借です。

この案件につきましては、借人が久保委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。

面積について、畑が 374㎡、計 374㎡、利用権設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第24号の久保委員が関係する農地中間管理事業の番号1の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第24号の久保委員が関係する農地中間管理事業の番号1の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

久保委員に着席の連絡をしてください。

6番 [着 席]

会長 次に、今村龍太郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

14番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 46頁の農地中間管理事業分の番号2～番号7です。貸借です。

面積について、畑が 2,238㎡、計 2,238㎡、利用権設定件数は6件です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第24号の今村委員が関係する農地中間管理事業の番号2から7の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第24号の今村委員が関係する農地中間管理事業の番号2から7の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

今村委員に着席の連絡をしてください。

14番 [着 席]

会長 次に、田中宏和委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

33番 [退 席]

会長 事務局の説明を求めます。

事務局 48頁の農地中間管理事業分の番号38です。貸借です。

面積について、田が 324㎡、計 324㎡、利用権設定件数は1件です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第24号の田中委員が関係する農地中間管理事業の番号38の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第24号の田中委員が関係する農地中間管理事業の番号38の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

田中委員に着席の連絡をしてください。

33番 〔着 席〕
 会長 次に、西園賢一郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番 〔退 席〕
 会長 事務局の説明を求めます。
 事務局 49頁の農地中間管理事業分の番号39、番号40です。貸借です。
 面積について、田が 1,006㎡、計 1,006㎡、利用権設定件数は2件です。
 本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
 説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。
 議場 〔質問・意見等なし〕
 会長 質疑等ありませんので、議案第24号の西園委員が関係する農地中間管理事業の番号39と40の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕
 会長 賛成多数です。議案第24号の西園委員が関係する農地中間管理事業の番号39と40の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
 西園委員に着席の連絡をしてください。

2番 〔着 席〕
 会長 次に、地頭所忠一委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

2番 〔退 席〕
 会長 事務局の説明を求めます。
 事務局 49頁の農地中間管理事業分の番号41～番号44です。貸借です。
 この案件につきましては、借人が地頭所委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。
 面積について、畑が 1,559㎡、計 1,559㎡、利用権設定件数は4件です。
 本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
 説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。
 議場 〔質問・意見等なし〕
 会長 質疑等ありませんので、議案第24号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号41から44の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 〔賛成多数〕
 会長 賛成多数です。議案第24号の地頭所委員が関係する農地中間管理事業の番号41から44の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
 地頭所委員に着席の連絡をしてください。

2番 〔着 席〕
 会長 議案第24号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長 事務局の説明を求めます。
 事務局 資料の46項～49項です。貸借です。
 面積について、田が 7,188㎡、畑が17,015㎡、計24,203㎡、利用権設定件数は30件です。
 本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び第3号に定める要件に合致していると考えます。
 説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 何かご質問等は、ありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ありませんので、議案第24号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第24号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日の審議は終了しました。

閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和6年度6月総会を閉会します。

(閉会10時30分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長 奥 和 俊

8番 鈴木原正美

9番 黒葛 くるみ